

空き家や別荘，セカンドハウスなどへの新税の導入を提言へ

京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会 からの答申（案）に係る市民意見募集について

京都市では、厳しい財政状況の下、新たな財源の確保が喫緊の課題となっており、持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方について検討するため、有識者や市民公募委員で構成する「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）を設置しております。

当面は、喫緊の課題である「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」について御議論いただいております。この度、検討委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、答申（案）の取りまとめが行われました。

つきましては、広く市民の皆様からの御意見をいただくため、下記及び別紙のとおり意見募集を行いますので、お知らせします。

記

1 募集期間

令和3年2月18日（木）～令和3年3月19日（金）必着

2 意見の提出方法

郵送，FAX，京都市ホームページ内の意見送信フォームのいずれかで受け付けます（電話では受け付けておりませんので、御了承ください）。記入用紙の定めはありませんが、**別紙**8ページの用紙を御活用いただけます。

※ 持参についても受付を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り他の方法での御提出をお願いします。（持参の場合は、平日の午前8時45分から午後5時30分までの間に行財政局税務部税制課（下記「応募先」参照）にて受け付けます。）

3 応募先

○ 郵送の場合：〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る
虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階
京都市行財政局税務部税制課宛て

○ FAXの場合：075-213-5220

○ ホームページの場合（意見送信フォーム）：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/gyozai/0000279818.html>

4 今後の予定

令和3年3月 第5回検討委員会（市民意見募集の結果を踏まえた答申案の議論）

4月 答申

(参考)

○検討経過

	開催日	議題
第1回	令和2年 8月28日	諮問 セカンドハウス等に関する現状及び課題 負担を求める理由の検討
第2回	令和2年 10月27日	「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」の検討 ・負担を求める手法及び考え方の方向性に関する議論
第3回	令和2年 12月25日	「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」の検討 ・負担を求める手法及び考え方の具体策に関する議論
第4回	令和3年 2月2日	答申案（パブリックコメント案）の議論

○委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職等
【常任委員】	
川勝 健志	京都府立大学副学長， 公共政策学部教授
佐々木 栄美子	税理士
◎ 田中 治	同志社大学法学部教授
内藤 郁子	特定非営利活動法人京都景観フォーラム理事長
○ 西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授
増田 寿幸	京都信用金庫顧問
山内 康敬	株式会社京都新聞社代表取締役社長
米島 小晴	市民公募委員
【特別委員】	
神本 文子	一般財団法人日本不動産研究所京都支所長
櫻井 啓孝	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部長
佐藤 由美	奈良県立大学地域創造学部教授
苗村 豊史	公益社団法人京都府宅地建物取引業協会常務理事
西村 孝平	一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会 副理事長
吉村 洋幸	公益社団法人全日本不動産協会京都府本部副本部長

※ ◎：委員長， ○：副委員長

空き家や別荘、セカンドハウスなどの居住者のない住宅への新税の導入を提言へ

非居住住宅の所有者への適正な負担の在り方について
京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会答申（案）
＝皆様の御意見を募集します＝

京都市では、厳しい財政状況の下、新たな財源の確保が喫緊の課題となっており、持続可能なまちづくりを支える財源の確保に向けた税制の在り方について検討するため、有識者や市民公募委員で構成する「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）を設置しております。

当面は、喫緊の課題である「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」について御議論いただいております。この度、検討委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、答申（案）が取りまとめられましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集いたします。

京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会答申（案）

2～7ページが概要版となっております。全文につきましては、京都市役所案内所、京都市行財政局税務部税制課でお配りしているほか、以下のホームページでも御覧いただけます。

○ ホームページ：京都市トップページ＞暮らしの情報＞市税＞広報資料・お知らせ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000279819.html>

京都市 新税 答申案

意見の募集期間

令和3年2月18日（木）～令和3年3月19日（金）必着

意見の提出方法

郵送、FAX、京都市ホームページ内の意見送信フォームのいずれかで受け付けます（電話では受け付けておりませんので、御了承ください。）。記入用紙の定めはありませんが、8ページの用紙を御活用いただけます。

※ 持参についても受付を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り他の方法での御提出をお願いします。（持参の場合は、平日の午前8時45分から午後5時30分までの間に行財政局税務部税制課（下記参照）にて受け付けます。）

○ 郵送の場合：〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る
 虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル6階
 京都市行財政局税務部税制課宛て

○ FAXの場合：075-213-5220

○ ホームページの場合（意見送信フォーム）：

京都市トップページ＞市政情報＞市民参加＞市民意見の募集（パブリックコメント）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/gyozai/0000279818.html>

京都市 市民意見募集 税

意見の取扱いについて

○ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

○ お寄せいただいた御意見につきましては、概要をホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

お問合せ先 京都市行財政局税務部税制課

（「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」事務局）

TEL：075-213-5200



皆様からのたくさんの御意見をお待ちしております。



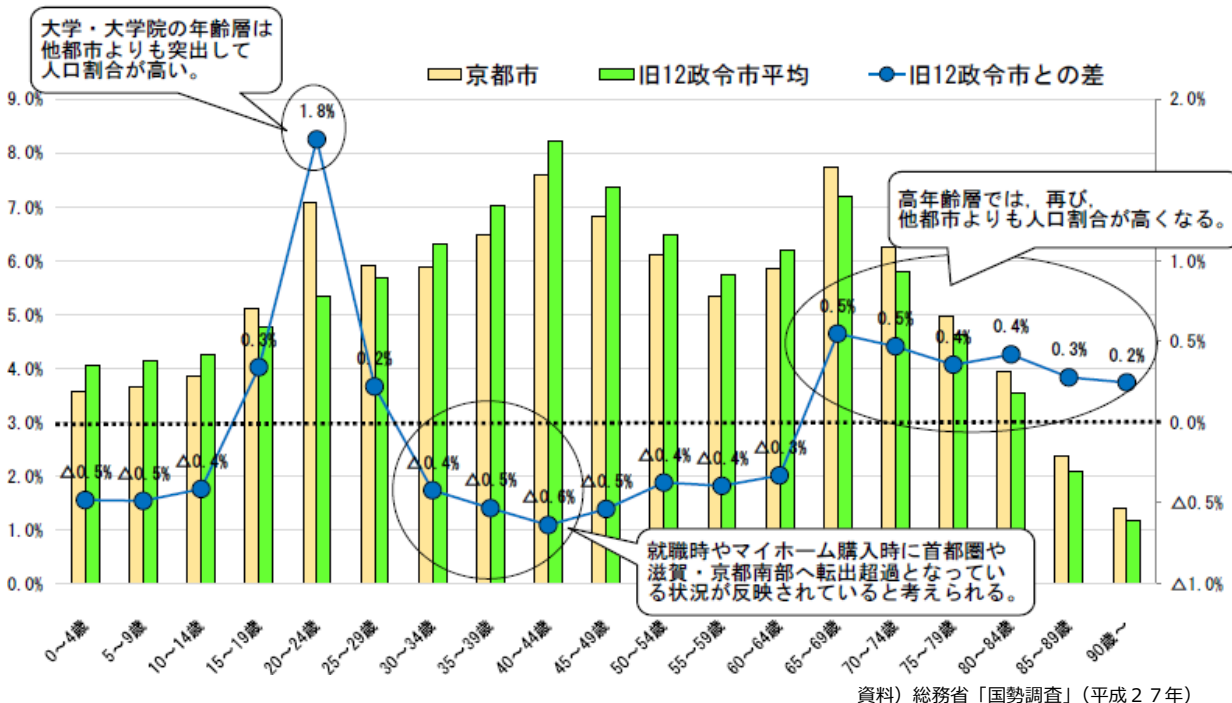
非居住住宅の所有者への適正な負担の在り方について
 京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会答申（案）
 <概要版>

京都市の現状

1 人口動態

- 京都市全体では転入超過の一方で、就職期の20歳代が東京都・大阪府に、結婚・子育て期の30歳代が近郊都市に転出超過
- 都市に活力を生み出し、社会を支える中核となる「若年・子育て層」が市外へ転出

図表1 京都市の年齢別人口割合（政令市平均との比較）



2 空き家や住宅の流通に関する状況

- 平成30年住宅・土地統計調査（総務省）における京都市の空き家率は12.9%
- 公示地価の上昇率やマンション価格については、周辺都市と比較し高い傾向
- 別荘やセカンドハウス、空き家等の非居住住宅が増加すると、地域コミュニティの活力の低下につながるため、利活用の促進を図っていくことが必要
- また、空き家の増加により、防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上多くの問題が発生

図表2 京都市の空き家の年ごとの推移

（単位：戸）

	住宅総数	うち空き家	空き家率
H30	821,000	106,000	12.9%
H25	814,400	114,300	14.0%
H20	780,900	110,300	14.1%


資料）総務省「住宅・土地統計調査」

3 税情報に基づく非居住住宅の状況

○ 京都市の家屋所在地に住民票が置かれていない住宅の状況


【分譲マンションで多い事例】

- ・昭和 55 年以降建築，専有面積 40 m²未満
- ・平成 11 年以前建築，専有面積 55 m²～75 m²
- ・平成 12 年～21 年建築，専有面積 55～95 m²



【戸建て等で多い事例】

- ・昭和 24 年以前建築（京町家含む）
- ・山科区，右京区及び伏見区に所在する昭和 35 年～54 年建築



○ 居住者がいないと思われる住宅の所有者に対して行ったアンケート調査の結果

- ・所有者は京都市内に居住 59.6%
- ・対象物件に普段居住しているものがない 48.3%
- ・居住していない理由

別荘や週末等の滞在を目的	15.4%
賃貸・売却を目的	17.9%
将来居住することを目的	22.2%
- ・対象物件を将来手放す予定がない 47.7%

負担を求める理由

1 前提（方法）

- 「法定外税」^{※1}として導入することを検討
- 非居住住宅の所有には一定の担税力^{※2}を見出せると考えられる。

※1 法定外税…地方税法で定められている税目以外に，地方団体が独自に設ける税目
 ※2 担税力…各人の経済的な負担能力。所得，財産，消費の大きさによって測られる。

2 理由

【理由1】政策目的の達成

京都市では，若年・子育て層を中心に，市内に居住を希望する者が住宅を購入できず，市外へ転出しているケースがあるが，市街地面積の限られた京都において，非居住住宅の存在が，潜在的な住宅供給の可能性を狭めている。



非居住住宅への居住を促進することにより人口の減少に歯止めをかけるとともに，土地及び建物の有効活用を誘導し，持続可能なまちづくりに資するため

【理由2】特別の行政需要への対応

住宅が存在することによる防犯・防災，ごみ処理，道路や橋りょう，水道，下水道などの公共施設整備，地域コミュニティに関する行政需要は，生活の本拠以外に所有されている住宅であっても発生しているが，その受益に見合った負担となっているとは言い難い。

また，非居住住宅が増えることにより，防災上，防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上多くの問題を生じさせ，さらには地域コミュニティの活力を低下させる原因のひとつにもなっている。



現在及び将来の社会的費用の低減を図りつつ，その経費に係る財源を確保するため

3 負担を求めることによる効果

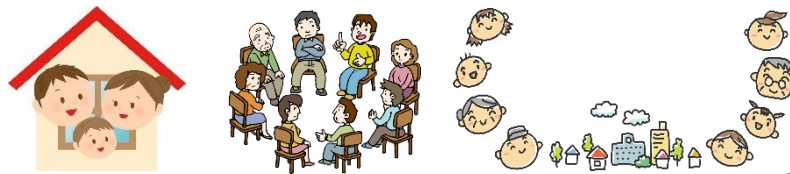
○ 住宅供給の促進

- ・ 住宅購入・賃借希望者にとって、多様な住宅からの選択が可能



○ 居住の促進

- ・ 経済や地域コミュニティの活性化，文化の振興
- ・ 本市の就労人口が増加すれば，個人市民税の税収の確保も期待
- ・ 消費活動などが，本市の収入に影響
- ・ 居住者が地域の活動に参加すれば，地域の自治力・自立力が向上



○ 空き家の発生の抑制

- ・ 管理不全空き家の発生による社会的費用（防災・防犯，生活環境及び地域コミュニティ）の低減につながる。
- ・ 空き家が，住まいはもとより，地域住民の交流スペースや芸術家の制作・発表の場など，まちづくりの資源や事業活動の場として様々な形で活用されることにつながる。



持続可能なまちづくりへの寄与



○ 他の施策を組み合わせることで効果を発揮

今後，新たな負担を求めることで得た財源も活用し，税制度と組み合わせることで，更なる政策効果が期待

- ・ 都市戦略として京都に暮らす魅力や価値の発信
- ・ 住宅政策として空き家の更なる流通促進や管理不全空き家の防止の取組

負担を求める対象

1 納税義務者

専ら居住の用に供する者のない住宅（非居住住宅）の所有者

<例> 空き家や別荘，セカンドハウスなど

2 課税免除

○ 次のものを課税免除とすることが考えられる。

① 固定資産評価額や固定資産税額などの資産価値を表す額が一定以下のもの

（固定資産評価額（家屋）が20万円未満のもの等）

② 事業用に使用している又は使用を予定しているもの

③ 京都市京町家の保全及び継承に関する条例における京町家

※ 例えば，京町家保全重点取組地区内の京町家や重要京町家に指定された京町家などに対象を限定することも考えられる

④ 賃貸又は売却を予定しているもの

※ ただし，課税逃れ防止など公平性の観点から，一定期間（1年程度）を経過しても契約に至らなかった場合は免除しない

⑤ 固定資産税において非課税又は課税免除とされているもの

3 課税対象地域

市街化区域に限定

4 課税捕捉

○ 想定される課税対象件数は約1.7万件

○ 捕捉に当たっては，公平性の観点から確実に調査し的確に把握することと併せ，効率的な事務執行を心掛けて，検討を行うべき

負担の求め方

1 論点

【論点1】資産価値を示すものをもとに税額を算出すべきか

財産税として，担税力に見合った負担を求めていくとともに，目的との整合性を一定図っていくのであれば，例えば固定資産評価額や固定資産税額のように，資産価値を表すものをもとに税額を算出することが考えられる。（2の【案1】，【案2】）

一方で，資産価値にかかわらず，一律に対象地域内の土地・家屋の有効活用を促進していくという考え方から，家屋の床面積をもとに税額を算出することも考えられる。（2の【案3】）

【論点2】立地条件を反映させるべきか

課税標準[※]の算定に当たって，例えば資産価値を家屋の固定資産評価額等とする場合，対象となる家屋の立地する場所が考慮されず，同一の家屋であればどの場所に所在していても同じ負担となる。

よりよい立地に所在するものにより大きな負担を求めていくことで，負担の公平性が図れるとともに，非居住住宅のより適切な利活用の促進につながるものと考えられる。

このため，立地条件として土地の価値を税額に反映させることが考えられる。

※ 課税標準…税額算定の基礎となる金額・数量のこと

2 税額の算出方法の案

案	検 討
【案1】資産価値を表す額に税率を乗じた額を課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担税力に見合った負担を求めることができる ○ 非居住住宅に負担を求めることで、利活用を促進するという意味では、土地及び建物の有効活用の促進という目的との整合性を一定備えている ○ 過重な負担と判断された場合、総務大臣の不同意要件に抵触する可能性がある
【案2】家屋の固定資産評価額で階層に分け、この階層ごとに累進させた一定の金額を課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定程度担税力に見合った負担を求めることができる ○ 非居住住宅に負担を求めることで、利活用を促進するという意味では、土地及び建物の有効活用の促進という目的との整合性を一定備えている ○ 階層ごとに区分された範囲に含まれる納税者に過重な負担とならないよう、階層数や区分の範囲と合わせ、階層ごとの税率を設定する必要がある
【案3】家屋床面積1㎡当たり一定の金額を課税	<ul style="list-style-type: none"> ○ より多くの人の居住を促進できるようにするという観点から、土地及び建物の有効活用の促進という目的との整合性がより高い ○ 総務大臣の不同意要件に抵触する可能性が少ない ○ 建物の築年数を考慮しないこととなるため、担税力に見合った負担を求めることが困難

- 税率や課税免除の要件などの制度設計によって変動はあるものの、税収見込み額は約8～20億円となると想定

※ 具体的な事例に基づく検討の内容は、答申（案）全文に記載

3 検討結果

税額の算出方法

- 課税の公平性の観点からは、資産価値をもとに税額を算出すること（【案1】、【案2】）が望ましいが、目的との整合性や固定資産税との区別の観点から、家屋床面積をもとにする（【案3】）との考え方も複数の委員が支持
- 立地条件については、反映させるべき



各案を基にし、又は組み合わせることによって、最終的にどのような税額の算出方法とするか、また、どのような税率で税額を算出するのかについては、今後京都市において検討すべき

負担の程度

- 現行の固定資産税の負担の程度を考慮し、熱海市における「別荘等所有税」※もひとつの参考として、過重なものとならないよう、税率を設定することが望ましい

※ 別荘等所有税…別荘等の所有者に対し、床面積1㎡につき650円の負担を求める熱海市独自の税目

結論

非居住住宅への居住を促進することにより人口の減少に歯止めをかけるとともに、

土地及び建物の有効活用を誘導するため、

また、非居住住宅に係る受益や社会的費用に見合った負担を求めるため、

専ら居住の用に供する者のない住宅（非居住住宅）の所有に対し、

新たな法定外税を創設し、負担を求めていくことを提言する。

その他

1 市民等への説明

- 導入までのプロセスの各段階において、市民や納税者、関係者に丁寧に説明し、その理解を得ながら、しっかりと進めるべき

2 新たな税の名称

- 「非居住住宅利活用促進税」など、新たな税の目的を分かりやすく示す名称を検討すべき

3 社会情勢の変化への対応

- 一定の期間を定めて新たな税の導入による効果や他の税目を含む税収の状況を検証するとともに、社会情勢の変化に対応し、必要があると認めるときは、適宜制度の見直しについて考えられたい

4 今後の税の活用

- 今後も、必要に応じて政策目的達成の手段として税制を検討していくことは意義がある
- 京都市の財政を持続可能なものとする財源の確保という観点からは、既存の税目における超過課税を検討すべきである

非居住住宅の所有者への適正な負担の在り方について
京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会答申（案）
御意見記入用紙

【提出先】

- 郵送の場合：〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル6階 京都市行財政局税務部税制課宛
- FAXの場合：075-213-5220
- ホームページの場合（意見送信フォーム）：
<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/gyozai/0000279818.html>

- ※ 御使用いただく用紙につきましては、他の様式を御使用していただいても結構です。
- ※ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

【御意見記入欄】

御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください。

※ 該当するものに○を付けてください。

- 【年 齢】 19歳以下, 20歳代, 30歳代, 40歳代, 50歳代
60歳代, 70歳代, 80歳以上

- 【お住まい】 京都市内 ・ 京都市外

御協力ありがとうございました。



京都市印刷物 第023197号
令和3年2月発行
発行：京都市行財政局税務部税制課